

○放射線部ビデオ録画画像抽出に関する規程

東京医科大学茨城医療センター医療安全管理委員会
放射線部
安全管理室

※ 放射線部ビデオ録画画像とはX線透視画像及び術場カメラで録画された画像を言う。

1. 保存用ハードディスク画像の抽出を希望する場合は『放射線部ビデオ録画画像抽出申込書』を放射線部に提出し安全管理室で保存する。但し保存されている画像は全てのX線透視画像、術場カメラの画像を保存してはおりません。
2. 安全管理上の理由で依頼したDVDor ブルーレイの保管は安全管理室で行う。保管期間は10年間とする。
3. 安全管理室は以下①から③に該当する症例について保存用ハードディスクからDVDor ブルーレイへの情報抽出を行う指示を出す。これに関して台帳管理を行う。
 - ① 有害事象合併症・感染症報告書の提出があった症例。
 - ② 安全管理室、医療の質検証委員会が必要と認めた症例。
 - ③ 各診療科から診療情報開示や安全関係講習会、勉強会に利用するための情報抽出の申し出があつて、安全管理室、医療の質検証委員会が必要と認めた事例。
4. 情報をDVDに編集し保存した旨を主治医に報告する。
5. 学会等の目的で各診療科単位で抽出したデータは、各診療科長が責任を持って管理すること。

注意事項

- 1) 放射線部ビデオ録画画像抽出申込書は別途定める(別紙様式14)

附則

1. この規程は平成24年7月1日制度運用を開始する。
2. この内規(改訂)は、平成25年2月22日から実施する。